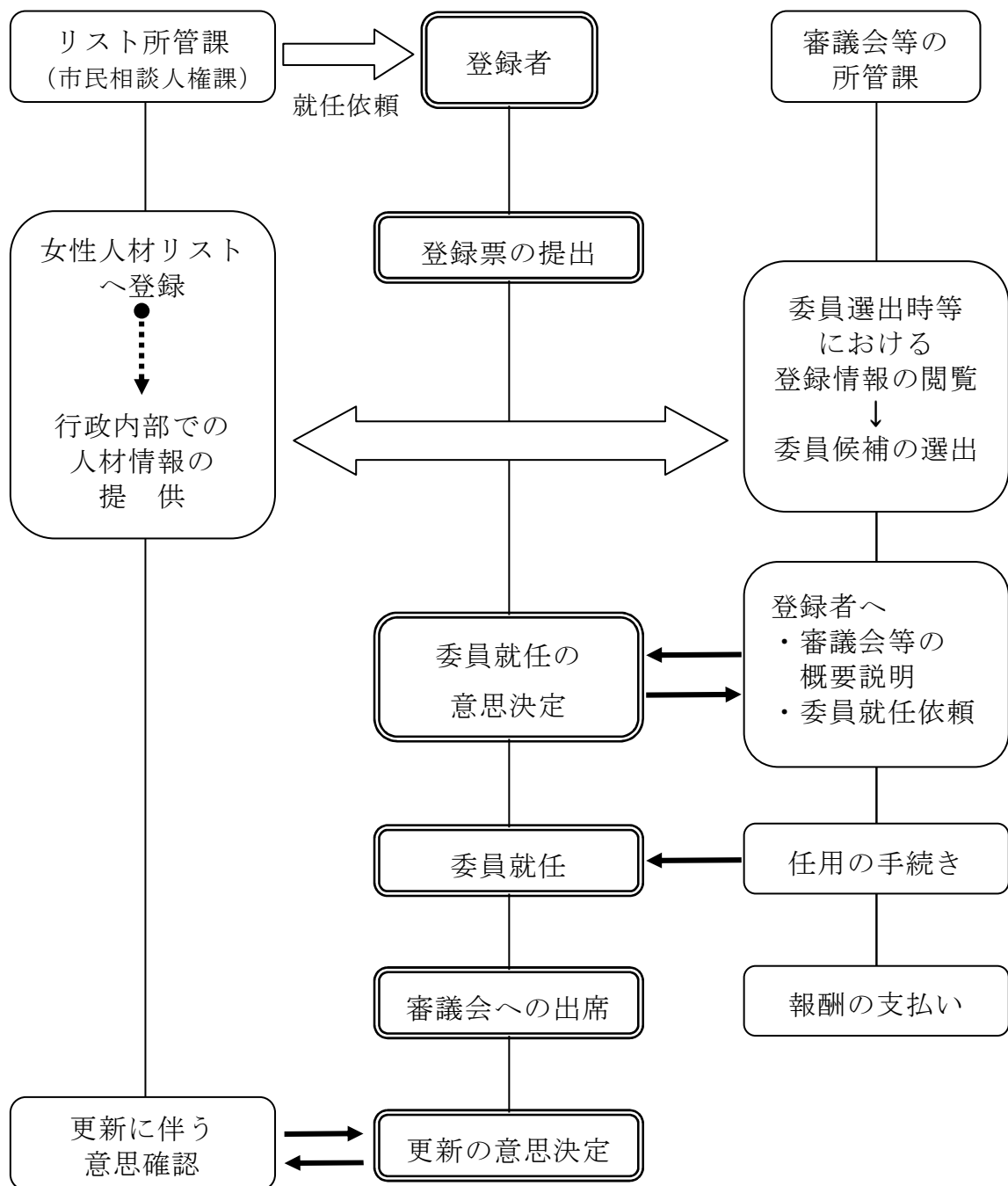


「女性人材リスト」への登録から審議会等の委員就任までの流れ



- ・人材リストは、登録後5年毎に更新します。
- ・人材リストは、男女共同参画主管課（市民相談人権課）において管理します。

※人材リストへの登録によって、必ず審議会の委員に登用されるものではありません。